

古賀市文化芸術審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、古賀市文化芸術振興条例施行規則（平成21年規則第4号）第7条の規定に基づき、古賀市文化芸術審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上で決したときは、これを公開しないことができる。

(会議録)

第3条 会議の次第は、要領筆記によって会議録に記載するものとする。

第4条 会議録は、会長が事務局職員のうちから推薦する者を指名して、これを作成させることができる。

2 会議録には、会議において定めた委員1名が署名しなければならない。

3 会議録は、事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項と年月日
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除き会議に出席した者の職氏名
- (4) 議題及び議事の大要
- (5) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (6) 議決事項
- (7) その他会長又は会議において必要と認めた事項

(傍聴人)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴人は、定められた場所以外の場所において傍聴してはならない。
- (2) 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者、その他会長が会場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。
- (3) 会長は、会議場の整理上必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。
- (4) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしてはならない。
- (6) 会場において、会長の許可無く写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしてはならない。
- (8) 傍聴人は、会長の指示に従わなければならぬ。
- (9) 会長は、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年9月30日から施行する。